

関川水系河川整備計画の変更原案に関する意見を募集

詳しくは高田河川国道事務所ホームページをご覧ください。

また、市内の各会場で変更原案の説明会を開催します。

国土交通省高田河川国道事務所調査第一

課 ☎025・

521・45

41

詳しくは



令和6年度(令和5年分)給与支払報告書を提出してください

令和5年1月

1日～12月31日

の間に給与などの支払いを行った事業主は、令和6年度(令和5年分)給与支払報告書の提出が必要です。

提出期限 令和6年1月31日

他早めの提出にご協力ください

☎

25・520・

5650

詳しくは



公的年金等の源泉徴収票

令和5年分として支払われ

た年金の金額や、源泉徴収された所得税額などをお知らせする「令和5年分の公的年金等の源泉徴収票」が、令和6年1月中旬から下旬にかけて日本年金機構から発送される予定です。源泉徴収票は確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。

※非課税の年金(障害年金や遺族年金)を受給している人には、源泉徴収票は送付されません。

また、e-Taxでの確定申告に利用できる源泉徴収票の電子データは、マイナポータルから受け取れます。

上越年金事務所お客様相談室 ☎025・

524・41

15

詳しくは



産前産後期間の国民健康保険税が軽減

令和6年1

月1日から、

産前産後期間の国民健康保険税が軽減されます。

上越市国民健康保険に加入して、令和5年11月1日以降に出産した人

時 出産



日が属する月の前月～4カ月間(多胎の場合は6カ月間)

国保管理係

☎025・

520・57

14

詳しくは



教育資金を「国の教育ローン」(株)日本政策金融公庫がサポート

「国の教育

ローン」は、高

校、短大、大学、

専修学校、各種

学校や外国の高

校、大学などに

入学・在学する

子どもを持つ家庭を対象とした公的な融資制度です。

○融資額 子ども一人につき350万円以内

○金利(令和5年10月2日現在) 年2・

25パーセント※「母子家庭」

「父子家庭」「交通遺児家庭」

「世帯年収200万円(所得132万円)以内の人」また

は「子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円(所得356万円)以内の人」は年

1・85パーセント

他用途

Ⅱ入学金、授業料、教科書代、

アパート・マンションの敷金

・家賃など

時 返済期間 Ⅱ18



過疎地域の事業用資産の課税免除

問合せ…産業立地課 ☎025-520-5736

過疎地域内で令和5年に取得などをした事業用資産(土地・家屋・償却資産のうち機械装置)については、3年度間、固定資産税の課税免除を受けることができます。国税の優遇措置の適用を受けるには、税務申告前に、事業用資産の取得などについて市の確認を受ける必要がありますのでご注意ください。

適用要件など詳しくはホームページをご覧ください。

●主な適用要件

要件	内容
過疎指定地域	安塚区、浦川原区、大島区、牧区、柿崎区、吉川区、中郷区、板倉区、清里区、三和区、名立区
対象業種	製造業、情報サービス業など、農林水産物等販売業、旅館業
設備投資の取得などの価額	資本金の規模に応じ、500万円以上
取得などの種類	土地：1年以内に工場などの建設に着手したものに限り 家屋：建物の新設や増設、改築、修繕など 償却資産：生産設備などの新設や増設 ※ただし、資本金が5千万円超である法人は、新設または増設のみ

※このほか、過疎地域以外の地域でも設備投資などを支援するさまざまな優遇制度がありますのでお問い合わせください。

詳しくは



年以内 国(株)日本政策金融公庫教育ローンコールセンター ☎0570・008656

または ☎03・5321・8656

詳しくは

